

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 3 月12日提出
【計算期間】	第 2 期 (自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15 日)
【ファンド名】	エマージング株式オープン
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 吉峯 寛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号
【事務連絡者氏名】	村田 淳生
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03 (5221) 6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

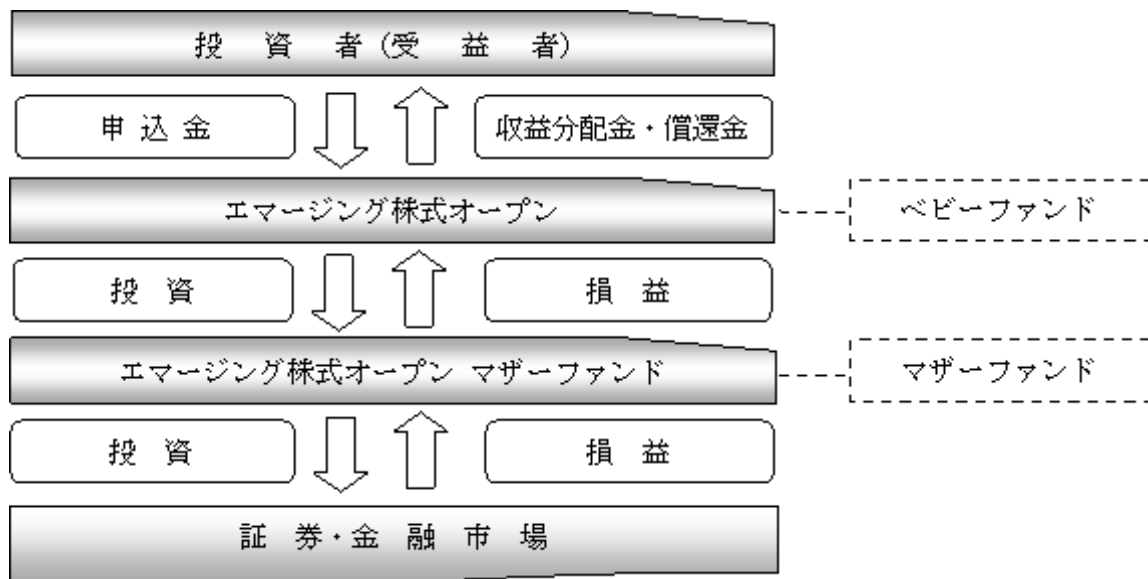
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式^{*}により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



信託金の限度額

700億円です。

^{*} 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信	内外	

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 4 回 年 6 回（隔月） 年12回（毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり
不動産投信	その他	中南米		
その他資産		アフリカ	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
（投資信託証券（株式・ 一般））		中近東（中東） エマージング		
資産複合				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券(株式・一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式(一般 [*])に投資する。 [*] 一般とは、大型株 ^{*1} 、中小型株 ^{*2} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

^{*} 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

^{*} 2 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)よりご確認ください。

ファンドの特色

a. ファミリーファンド方式により、主として新興国¹の株式等²に投資を行い、信託財産の成長を目指します。

(a) エマージング株式オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて、主として新興国の株式等に投資を行います。

(b) マザーファンドのポートフォリオの構築は、トップダウン(国、地域、セクターの状況等)およびボトムアップ(個別銘柄調査、バリュエーション等)による二つのアプローチの融合によって行います。

(c) 株式等の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

(d) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

1 新興国とは、一般的に先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い国々を指します。

2 株式等とは、株式、預託証書、カバード・ワラント等を指します。預託証書、カバード・ワラント等は、米ドル建等の先進国通貨にて発行・取引される場合があります。また、株式も米ドル建等の先進国通貨にて発行・取引されている場合があります。

b. M S C I エマージング・インデックス(円換算)をベンチマークとします。

^{*} ベンチマークは、米ドル建のM S C I エマージング・インデックスをわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したものです。

c. マザーファンドの運用指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

(a) ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは1928年に創業した米国最古の運用機関の一つで、独立系運用専業会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ体制をいかし、グローバルな視点から新興国株式運用チー

ムがポートフォリオ管理を行います。

（b）主として新興国の株式等に係る運用指図に関する権限を委託します。

d．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

* 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

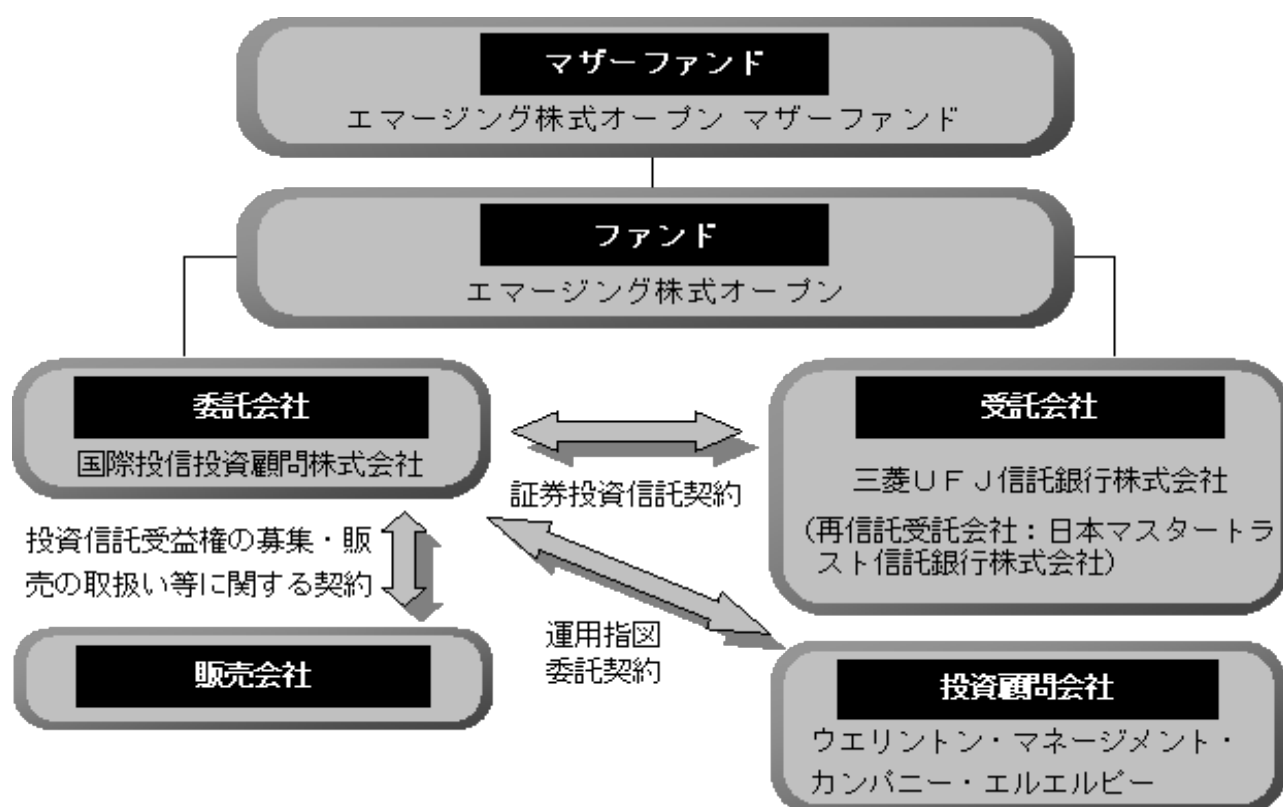
e．年2回決算を行い、収益の分配を行います。

毎年6月13日および12月13日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

* 委託会社の判断により分配が行われない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
信託財産の管理業務等を行います。
- c. 投資顧問会社（ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）
マザーファンドの運用指図等を行います。
- d. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成21年1月末現在）
26億8千万円
- b. 沿革

昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成21年1月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4番1号	3,971株	30.55%
エム・ユー・エス・ファシリ ティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目 6番5号	1,400株	10.77%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a. 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- b. 親投資信託のポートフォリオの構築は、トップダウン（国、地域、セクターの状況等）およびボトムアップ（個別銘柄調査、バリュエーション等）による二つのアプローチの融合によって行います。
- c. 株式等の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）または金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち株式に係るもの（以下「カバード・ワラント」といいます。）への実質投資を行います。
- e. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- g. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

エマージング株式オープン マザーファンド受益証券を通じて、新興国の株式等（預託証書またはカバード・ワラント等を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）○信託約款に定める投資制限のないし および に定めるものに限り、）に係る権利
- c. 約束手形

d．金銭債権

運用の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたエマージング株式オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からk．の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- t．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．、n．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金

- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第17条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡取引および為替先渡取引
- d．直物為替先渡取引

（３）【運用体制】

マザーファンドについての運用は、委託会社である国際投信投資顧問株式会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社であるウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」といいます。）が行います。

ウエリントン・マネージメント社の運用体制（平成20年12月末現在）

a．新興国株式運用チームの役割

マザーファンドの運用は、ウエリントン・マネージメント社の新興国株式運用チームが運用します。新興国株式運用チームは、ウエリントン・マネージメント社が注力している独自のファンダメンタルズ調査を運用戦略の基盤とし、運用に際しては、ウエリントン・マネージメント社内のグローバル産業アナリスト、マクロ経済リサーチ・チーム、通貨スペシャリスト、新興国債券運用戦略グループ、新興国株式アナリスト等の調査結果を活用します。

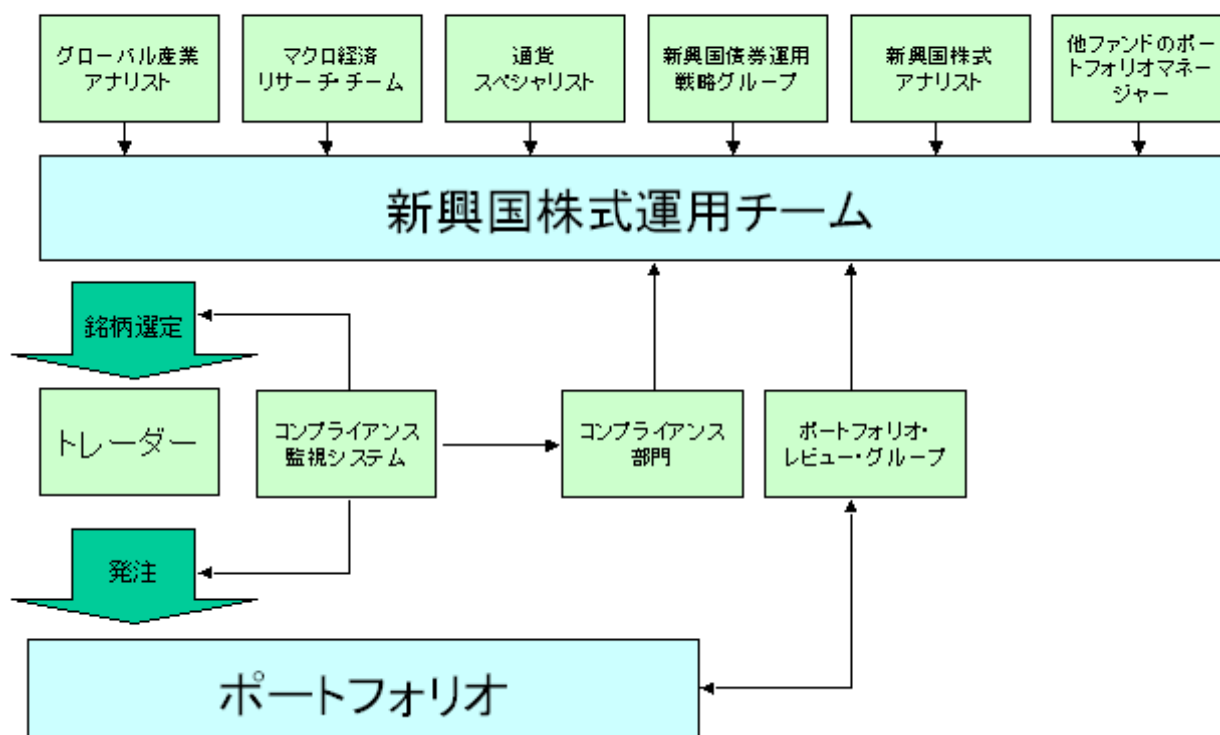
b．トレーダーの役割

新興国株式運用チームに所属するポートフォリオ・マネージャーの指示を受け、効率的に売買を執行し、売買コストの低減に努めます。

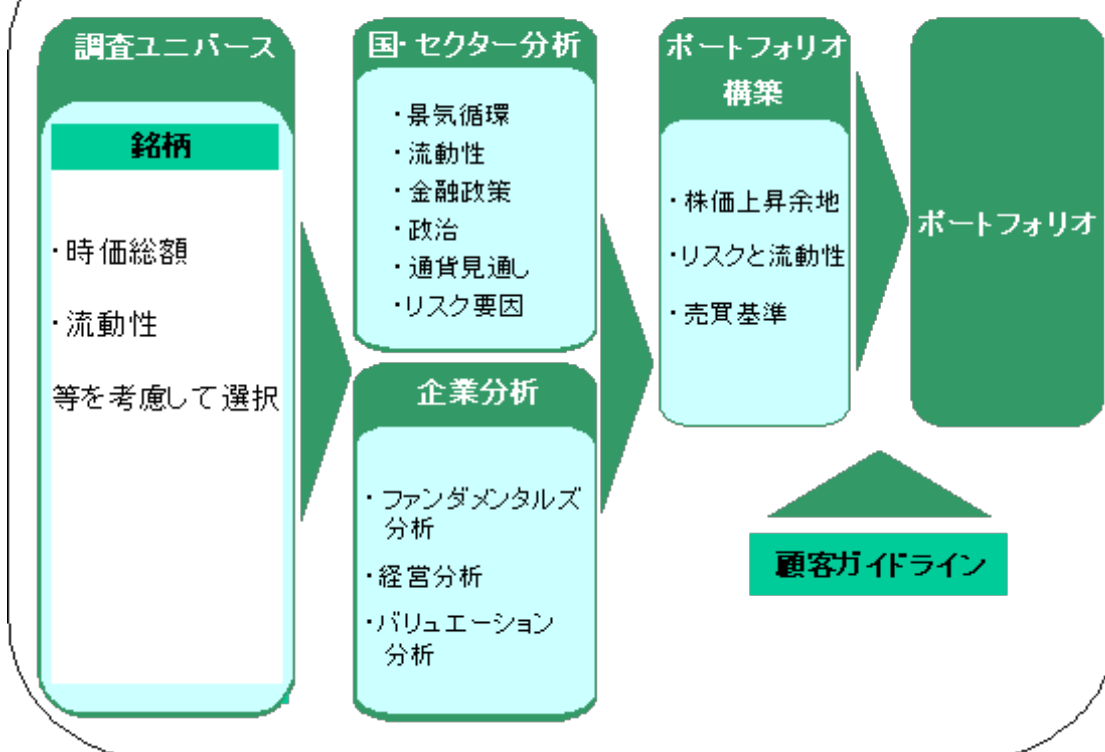
c．ポートフォリオ・レビュー・グループの役割

経営幹部から構成され、定期的にファンドのリターンや特徴をチェックし、ポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。

ウェリントン・マネージメント社の運用体制



新興国株式運用チームの意思決定プロセス



参考

ウエリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

新興国株式運用チーム	7名
トレーダー	48名
担当ポートフォリオ・レビュー・グループ	12名
コンプライアンス部門	30名
プロダクト・マネジメント部門	67名

ウエリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会（SEC）に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条（4）- 7のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書（倫理規範を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの）を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

委託会社の運用体制（平成21年1月末現在）

a．外部委託運用部の役割

ウエリントン・マネージメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

b．コンプライアンス部の役割

ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

c．リスク管理部の役割

ファンドのパフォーマンス測定を定期的に行うと共に、パフォーマンス評価を随時行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

参考

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制

株式運用部	31名
債券運用部	18名
外部委託運用部	12名
運用企画部	14名
経済調査部	13名
トレーディング部	9名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	8名

ファンドの運用は、外部委託運用部が担当します。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎年6月13日および12月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

親投資信託への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(1)）

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

株式への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(2)）

株式への実質投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(10)）

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資（約款第17条第4項および第5項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券への投資（約款第17条第6項および第7項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資する株式等の範囲（約款第20条）

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b．上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限（約款第21条第1項および第3項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第21条第2項および第3項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第22条）

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - （a）信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - （b）株式分割により取得する株券
 - （c）有償増資により取得する株券
 - （d）売出しにより取得する株券
 - （e）信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 - （f）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - （c）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- （a）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - （b）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用

額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- f. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第26条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- （a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- （b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第31条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外

貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第32条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（約款第38条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○ 法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

<<参考>>

(1) マザーファンドの投資方針

基本方針

信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a. ポートフォリオの構築は、トップダウン（国、地域、セクターの状況等）およびボトムアップ（個別銘柄調査、バリュエーション等）による二つのアプローチの融合によって行います。
- b. 株式等の組入比率は、原則として高位を保ちます。

- c. 預託証書またはカバード・ワラントへの投資を行います。
- d. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- f. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- g. 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図（主として新興国の株式等に係る運用指図）に関する権限を委託します。

（２）マザーファンドの投資対象

新興国の株式等を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類（約款第12条）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（３）○信託約款に定める投資制限のないし および に定めるものに限り、）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲（約款第13条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものを含みます。以下、これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から k. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で

定めるものをいいます。）

- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u．外国の者に対する権利でt．の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．、n．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第13条第2項）

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用（約款第13条第3項）

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a．先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡取引および為替先渡取引
- d．直物為替先渡取引

(3) マザーファンドの投資制限

○ 信託約款に定める投資制限

株式への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(1)）

株式への投資は、制限を設けません。

外貨建資産への投資（約款運用の基本方針3．投資制限(9)）

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資（約款第13条第4項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券への投資（約款第13条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第17条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限（約款第18条第1項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第18条第2項）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（e）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係

る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超える

こととなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建有価証券の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第23条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第24条）

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - （a）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - （b）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第25条）

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻

しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第28条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（約款第29条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

○ 法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な

方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- * 平成21年1月末現在、「エマージング株式オープン」以外で「エマージング株式オープン マザーファンド」に投資を行う予定の他のファンドはありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建および新興国の通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により有価証券等の価格が下落すると、ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

新興国投資に係るカントリーリスク

ファンドは、新興国の株式等に投資します。新興国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により金融・証券市場が混乱して、株価が大きく変動する可能性があります。新興国投資に係るカントリーリスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d．先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が

変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

投資対象に係る留意点

- a．ファンドは、新興国の株式等を主要投資対象としますので、株価変動、信用、流動性の各リスクが相対的に大きくなり、基準価額が大きく変動する場合があります。
- b．ファンドはカバード・ワラントに投資を行う場合があります。その場合には、原資産（株式）とは別に当該有価証券の発行体の信用リスクもあります。

ベンチマークに係る留意点

- a．「MSCI エマージング・インデックス(円換算)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
- b．当該ベンチマークに採用されている以外の新興国の株式等に投資する場合があります。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、マザーファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびマザーファンドの名称を変更することができます。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件3億円を超える換金はい行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。運用に関わるリスクの管理として、ウエリントン・マネージメント社および委託会社では以下の～を行っています。

ウエリントン・マネージメント社における運用ガイドライン遵守の管理体制

ウエリントン・マネージメント社では、ポートフォリオ・マネージャーが各顧客別投資目標や制約条件を遵守する第一義的な責任を負い、投資ガイドラインに対する方針およびプロセスは「投資コンプライアンスに関する方針書」で規定されています。ポートフォリオ・マネージャーはコンプライアンス監視システムを用いて、ポートフォリオの管理をしています。また、プロダクト・マネジメント部門は運用チームと密接に連携し、ポートフォリオおよび投資プロセスに関する諸問題を分析し、投資アプローチの一貫性を担保することに責務を負います。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

- a．外部委託運用部
運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。
- b．コンプライアンス部
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

c. リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

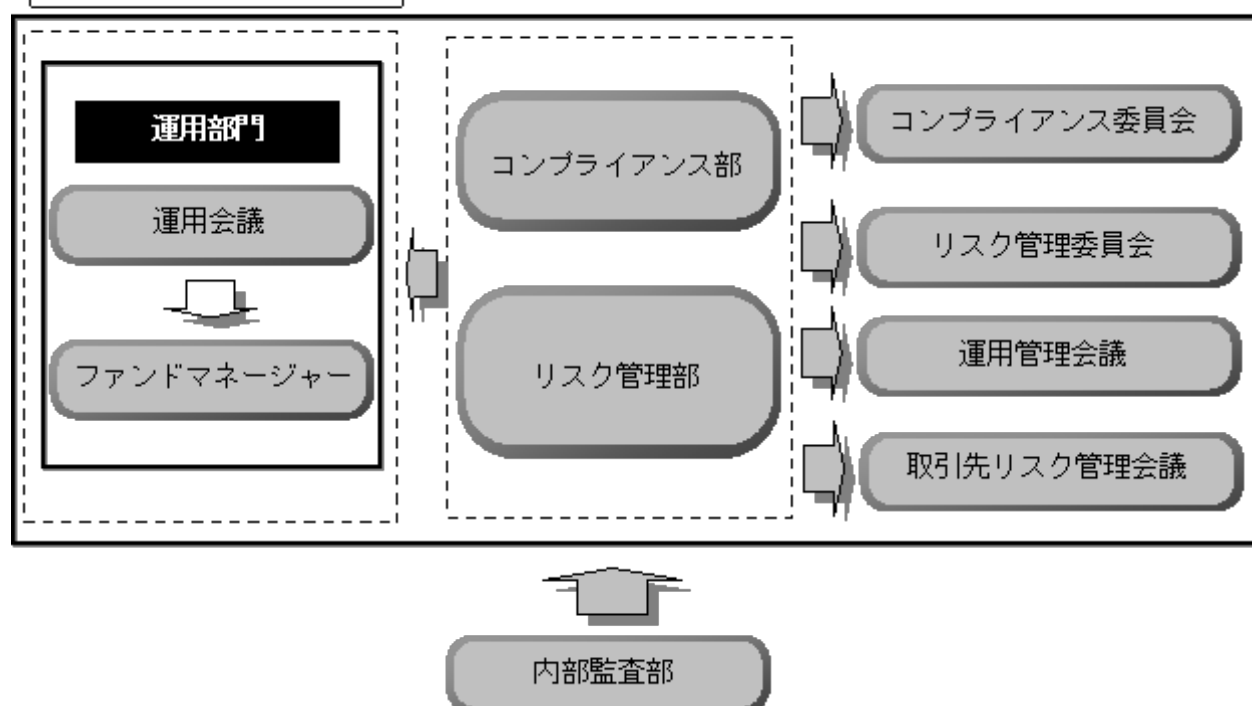
d. 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担		
申込み時	申込手数料	（手数料率）基準価額に対して 上限3.15%（税抜3.00%）
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金時		
解約	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%
買取り	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	（かかりません） 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.3%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
間接負担		
保有時 （毎日）	信託報酬	純資産総額に対して年率1.9635%（税抜1.8700%）
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0105%（税抜0.0100%）
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- * 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限り、）については、消費税等相当額を含みます。
 - * その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
 - * 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
 - * 課税の取扱いについては、「（5）課税上の取扱い」を参照してください。
- （注）税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

（1）【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引

かれます。

（３）【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.9635%（税抜1.8700%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成21年1月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.9635% （税抜1.8700%）	年1.0500% （税抜1.0000%）	年0.0735% （税抜0.0700%）	年0.8400% （税抜0.8000%）

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からマザーファンドの計算期間終了のつど支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た金額とします。

a．第1および第2計算期間 年0.7%

b．第3計算期間以降

300億円以下の部分に対して 年0.8%

300億円超の部分に対して 年0.7%

（４）【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0105%（税抜0.0100%））の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとし、

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとし、

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は平成21年１月１日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

個人の受益者に対する課税

a．収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年１月１日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することもできます。ただし、平成21年および平成22年において、１年間に受取る上場株式等の配当金（上場株式等(上場ETFおよび上場REITを含みます。以下同じ。)）ならびに公募株式投資信託の普通分配金等の合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)には確定申告が必要となります。この場合、申告分離課税または総合課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円超の部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

配当控除の適用はありません。

b．解約時および償還時の課税

解約時および償還時の利益については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率（ただし、平成22年12月31日まではその年における他の上場株式等の譲渡益を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分は10%（所得税7%および地方税3%）の税率）による申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要ですが、源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告は不要です。ただし、源泉徴収ありの特定口座についても、平成21年および平成22年において、１年間に発生する上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合の税率は、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円超の部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

c．買取り時の課税

前記「b．解約時および償還時の課税」と同一の取扱いとなります。

法人の受益者に対する課税

a．収益分配金、解約時および償還時の課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年４月１日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税は支払いを受ける時点では徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度は適用されません。

b．買取り時の課税等

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

個別元本について

- a．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

- d．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成21年１月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	869,920,822	99.49
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	4,425,324	0.51
合計（純資産総額）	—	874,346,146	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）エマージング株式オープン マザーファンド 投資状況

（平成21年 1 月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	スイス	3,232,048	0.37
	中国(香港)	76,848,569	8.83
	シンガポール	8,948,472	1.02
	マレーシア	18,858,713	2.17
	タイ	14,569,062	1.67
	フィリピン	7,790,850	0.89
	メキシコ	69,092,380	7.94
	ブラジル	141,867,012	16.31
	韓国	43,782,642	5.03
	台湾	68,870,169	7.92
	トルコ	11,545,598	1.33
	インド	92,436,565	10.62
	エジプト	15,988,594	1.84
	ハンガリー	7,473,681	0.86
	イスラエル	41,388,995	4.76
	ペルー	13,285,817	1.53
	南アフリカ	90,590,093	10.41
	ロシア	25,023,654	2.88
	中国	69,745,327	8.02
	カタール	5,629,184	0.65
	小計	826,967,425	95.05
投資証券	アメリカ	21,252,722	2.44
	小計	21,252,722	2.44
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	21,788,716	2.51
合計（純資産総額）	—	870,008,863	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

（平成21年 1 月30日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	901,494	892,573	0.10
	イスラエル・シェケル	7,273,716	7,185,976	0.83
	南アフリカ・ランド	1,423,902	1,402,665	0.16
	売建			
	アメリカ・ドル	11,060,652	10,953,603	1.26
	香港ドル	901,494	892,216	0.10

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成21年 1 月30日現在)

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	総口数 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	エマージング株式オープンマザーファンド	親投資信託受益証券	日本	2,391,206,220	0.3822	913,919,018	0.3638	869,920,822	99.49

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注 2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1 口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成21年 1 月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.49
合計		99.49

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）エマージング株式オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位30銘柄）

（平成21年1月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数 又は 口数	帳簿価額		評価額			投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	金額（円）	
1	ブラジル	株式	PETROLEO BRASILEIRO S.A. -ADR	エネルギー	アメリカ・ ドル	15,900	23.06	366,654.00	26.23	417,057.00	37,347,454	4.29
2	イスラエル	株式	TEVA PHARMACEUT ICAL-SP ADR	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	アメリカ・ ドル	6,800	42.41	288,388.00	41.97	285,396.00	25,557,211	2.93
3	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信 サービス	アメリカ・ ドル	9,900	31.59	312,753.54	28.64	283,536.00	25,390,648	2.91
4	中国(香港)	株式	CNOOC LTD- ADR	エネルギー	アメリカ・ ドル	3,100	94.92	294,263.18	86.45	267,995.00	23,998,952	2.75
5	アメリカ	投資 証券	ISHARES MSCI EMERGING MKT IN	その他	アメリカ・ ドル	10,400	24.76	257,504.00	22.82	237,328.00	21,252,722	2.44
6	ブラジル	株式	CIA VALE DO RIO DOCE-ADR	素材	アメリカ・ ドル	15,200	11.93	181,336.00	14.39	218,728.00	19,587,092	2.25
7	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	香港ドル	79,000	22.64	1,789,029.14	20.75	1,639,250.00	18,933,337	2.17
8	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	エネルギー	香港ドル	94,000	17.04	1,602,642.36	16.30	1,532,200.00	17,696,910	2.03
9	ブラジル	株式	BANCO ITAU HOLDING FIN-ADR	銀行	アメリカ・ ドル	17,975	11.88	213,599.12	10.19	183,165.25	16,402,448	1.88
10	台湾	株式	TAIWAN SEMI CONDUCT OR MANUFAC	半導体・半 導体製造装 置	新台幣ドル	151,000	41.97	6,338,373.00	40.20	6,070,200.00	16,146,732	1.85
11	メキシコ	株式	GRUPO TELEVIS A-SPONS ADR	メディア	アメリカ・ ドル	12,500	15.19	189,954.88	14.36	179,500.00	16,074,225	1.84
12	南アフリカ	株式	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	素材	南アフリカ ・ランド	14,535	121.60	1,767,518.09	119.70	1,739,839.50	15,554,165	1.78
13	ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-GDR	エネルギー	アメリカ・ ドル	53,020	3.91	207,694.49	3.24	171,784.80	15,383,328	1.76
14	ブラジル	株式	BM&FBOVES PA SA	各種金融	ブラジル・ レアル	55,800	6.09	339,873.91	6.85	382,230.00	14,914,614	1.71
15	中国(香港)	株式	CHINA MOBILE LTD-SPON ADR	電気通信 サービス	アメリカ・ ドル	3,700	52.34	193,668.66	44.78	165,686.00	14,837,181	1.70
16	中国(香港)	株式	SHANGRI-LA ASIA LTD	消費者サー ビス	香港ドル	138,000	8.98	1,240,572.54	9.01	1,243,380.00	14,361,039	1.65
17	インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICAL S	資本財	インド・ル ピー	5,640	1,359.65	7,668,426.00	1,355.70	7,646,148.00	14,298,296	1.64
18	ブラジル	株式	CEMIG SA - SPONS ADR	公益事業	アメリカ・ ドル	11,100	14.27	158,397.00	13.81	153,291.00	13,727,209	1.57
19	メキシコ	株式	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	食品・飲料 ・タバコ	アメリカ・ ドル	5,400	29.11	157,227.28	28.30	152,820.00	13,685,031	1.57
20	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	インド・ル ピー	5,760	1,306.20	7,523,712.00	1,268.05	7,303,968.00	13,658,420	1.56
21	ペルー	株式	CIA DE MINAS BUENAVENTU R-ADR	素材	アメリカ・ ドル	7,900	17.40	137,460.00	18.78	148,362.00	13,285,817	1.52

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株式数 又は 口数	帳簿価額		評価額			投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	金額（円）	
22	タイ	株式	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	銀行	タイ・バーツ	65,600	69.29	4,545,910.03	75.00	4,920,000.00	12,595,200	1.44
23	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	香港ドル	322,000	4.27	1,374,940.00	3.38	1,088,360.00	12,570,558	1.44
24	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信 サービス	南アフリカ・ランド	14,018	96.00	1,345,728.00	99.00	1,387,782.00	12,406,771	1.42
25	南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	南アフリカ・ランド	4,983	290.45	1,447,319.13	272.01	1,355,425.83	12,117,506	1.39
26	マレーシア	株式	KULIM MALAYSIA BHD	食品・飲料・タバコ	マレーシア・リンギット	96,700	4.60	444,820.00	4.96	479,632.00	11,894,873	1.36
27	台湾	株式	HON HAI PRECISION-GDR REG S	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ・ドル	33,763	3.89	131,338.07	3.65	123,234.95	11,035,689	1.26
28	台湾	株式	TAIWAN MOBILE CO LTD	電気通信サービス	新台湾ドル	88,000	46.00	4,048,000.00	47.00	4,136,000.00	11,001,760	1.26
29	韓国	株式	POSCO	素材	韓国ウォン	457	383,389.00	175,208,827.00	368,000.00	168,176,000.00	10,897,804	1.25
30	インド	株式	STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	素材	インド・ルピー	21,170	282.56	5,981,874.17	267.35	5,659,799.50	10,583,825	1.21

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

（平成21年1月30日現在）

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（％）
外国	株式	エネルギー	14.53
		素材	12.88
		資本財	3.95
		耐久消費財・アパレル	1.87
		消費者サービス	2.92
		メディア	1.84
		小売	2.09
		食品・生活必需品小売り	4.42
		食品・飲料・タバコ	3.96
		ヘルスケア機器・サービス	0.78
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.98
		銀行	7.14
		各種金融	6.89
		保険	2.53
		不動産	1.21
		ソフトウェア・サービス	0.76
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.43
		電気通信サービス	13.04
		公益事業	1.70
		半導体・半導体製造装置	3.02
	投資証券	—	2.44
合計			97.49

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類又は当該業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（平成21年 1 月30日現在）

取引所	種類 / 名称等	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	901,494	892,573	0.10
	イスラエル・シェケル	7,273,716	7,185,976	0.83
	南アフリカ・ランド	1,423,902	1,402,665	0.16
	売建			
	アメリカ・ドル	11,060,652	10,953,603	1.26
	香港ドル	901,494	892,216	0.10

（注 1）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注 2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年 1 月30日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（ 分配落 ）	（ 分配付 ）	（ 分配落 ）	（ 分配付 ）
第 1 期（平成20年 6 月13日）	2,317	2,317	8,805	8,805
第 2 期（平成20年12月15日）	908	908	3,763	3,763
平成20年 1 月末日	2,334	—	8,287	—
平成20年 2 月末日	2,482	—	8,779	—
平成20年 3 月末日	2,188	—	7,751	—
平成20年 4 月末日	2,352	—	8,658	—
平成20年 5 月末日	2,443	—	9,140	—
平成20年 6 月末日	2,127	—	8,392	—
平成20年 7 月末日	1,932	—	8,101	—
平成20年 8 月末日	1,838	—	7,666	—
平成20年 9 月末日	1,363	—	5,777	—
平成20年10月末日	975	—	4,126	—
平成20年11月末日	927	—	3,852	—
平成20年12月末日	917	—	3,786	—
平成21年 1 月末日	874	—	3,572	—

（注 1）基準価額は 1 単位（ 1 万口 ）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成19年12月14日 至 平成20年6月13日	0
第2期	自 平成20年6月14日 至 平成20年12月15日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 平成19年12月14日 至 平成20年6月13日	12.0
第2期	自 平成20年6月14日 至 平成20年12月15日	57.3
	自 平成20年12月16日 至 平成21年1月30日	5.1

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年12月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨークの銀行あるいはニューヨーク証券取引所が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

(5) 保護預り

該当事項はありません。

2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

ただし、ニューヨークの銀行あるいはニューヨーク証券取引所が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約

解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して7営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件3億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(2) 買取り

買取単位

販売会社が定める単位とします。

買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および税金（源泉徴収分のみ）に相当する額を差引いた価額とします。

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して7営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口買取の制限

原則として1日1件3億円を超える買取りは行えないものとします。また、これ以外にも大口の買取請求に制限を設ける場合があります。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a．親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b．外国株式

原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

c．外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマカブ」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成19年12月14日から平成39年12月13日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（4）【計算期間】

毎年6月14日から12月13日および12月14日から翌年6月13日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. c. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. からg. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議

を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. b. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a. からf. までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

- a. 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b. 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものと、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、計算期間終了後および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第 2 手続等 2 換金（解約）手続等 (1) 解約 大口解約の制限」を参照してください。

また、ニューヨークの銀行あるいはニューヨーク証券取引所が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成19年12月14日から平成20年6月13日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成20年6月14日から平成20年12月15日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成19年12月14日から平成20年6月13日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成20年6月14日から平成20年12月15日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年12月14日から平成20年6月13日まで）および第2期計算期間（平成20年6月14日から平成20年12月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング株式オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成20年 6 月13日現在)	第 2 期 (平成20年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,311,573	21,377,599
親投資信託受益証券	2,314,442,816	904,111,731
未収入金	14,316,752	5,590,816
未収利息	240	104
流動資産合計	2,367,071,381	931,080,250
資産合計	2,367,071,381	931,080,250
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,097,923	7,240,001
未払受託者報酬	860,745	566,297
未払委託者報酬	22,133,439	14,561,777
その他未払費用	123,358	80,841
流動負債合計	49,215,465	22,448,916
負債合計	49,215,465	22,448,916
純資産の部		
元本等		
元本	2,632,328,579	2,414,338,064
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	314,472,663	1,505,706,730
(分配準備積立金)	17,868,617	14,118,705
元本等合計	2,317,855,916	908,631,334
純資産合計	2,317,855,916	908,631,334
負債純資産合計	2,367,071,381	931,080,250

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
営業収益		
受取利息	52,981	35,586
有価証券売買等損益	295,206,888	1,196,002,989
営業収益合計	295,153,907	1,195,967,403
営業費用		
受託者報酬	860,745	566,297
委託者報酬	22,133,439	14,561,777
その他費用	123,358	80,841
営業費用合計	23,117,542	15,208,915
営業損失（ ）	318,271,449	1,211,176,318
経常損失（ ）	318,271,449	1,211,176,318
当期純損失（ ）	318,271,449	1,211,176,318
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	47,427,566	103,464,853
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	314,472,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,060,460	89,054,776
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,060,460	89,054,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,689,240	172,577,378
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,689,240	172,577,378
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	314,472,663	1,505,706,730

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成19年12月14日（設定日）から平成20年 6 月13日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成20年 6 月14日から平成20年12月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成20年 6 月13日現在)	第 2 期 (平成20年12月15日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,632,328,579口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,414,338,064口
2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第 10号に規定する額 元本の欠損 314,472,663円	2. 投資信託財産計算規則第55条の 6 第 1 項第 10号に規定する額 元本の欠損 1,505,706,730円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.8805円 (1 万口当たりの純資産額 8,805円)	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 0.3763円 (1 万口当たりの純資産額 3,763円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 8,214,701円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 5,341,308円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
期首元本額 1,588,050,000円	期首元本額 2,632,328,579円
期中追加設定元本額 1,438,335,868円	期中追加設定元本額 478,574,195円
期中一部解約元本額 394,057,289円	期中一部解約元本額 696,564,710円

2 有価証券関係

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,314,442,816	261,968,132
合計	2,314,442,816	261,968,132

第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	904,111,731	1,131,794,682
合計	904,111,731	1,131,794,682

3 デリバティブ取引関係

第 1 期 自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	第 2 期 自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成20年12月15日現在

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	エマージング株式オープン マザーファンド	2,364,308,922	904,111,731	
合計		2,364,308,922	904,111,731	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「エマージング株式オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「エマージング株式オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成20年 6 月13日現在)	(平成20年12月15日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	33,191,980	21,690,315
コール・ローン	100,991	6,098,425
株式	2,210,388,705	860,706,952
新株予約権証券	70,167,458	—
投資証券	—	34,298,342
派生商品評価勘定	28,926	159,099
未収入金	46,886,064	16,257,898
未収配当金	6,394,716	845,617
未収利息	—	29
流動資産 合計	2,367,158,840	940,056,677
資産合計	2,367,158,840	940,056,677
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	29,938	209,643
未払金	38,254,110	30,143,325
未払解約金	14,316,752	5,590,816
流動負債 合計	52,600,800	35,943,784
負債合計	52,600,800	35,943,784
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	2,606,648,065	2,364,308,922
剰余金		
欠損金	292,090,025	1,460,196,029
純資産合計	2,314,558,040	904,112,893
負債・純資産合計	2,367,158,840	940,056,677

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式及び新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	(1) 株式及び投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左

項目	自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日
4 . その他	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成20年 6 月13日現在であります。 なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成19年12月14日（設定日）から平成20年 6 月13日までとなっております。	資産・負債の状況は、ファンドの計算期間末の平成20年12月15日現在であります。 なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成20年 6 月14日から平成20年12月15日までとなっております。

（有価証券に関する事項）

自 平成19年12月14日 至 平成20年 6 月13日	
売買目的有価証券の計上額等	
種類	計上額（円）
株式	2,210,388,705
新株予約権証券	70,167,458
合計	2,280,556,163

自 平成20年 6 月14日 至 平成20年12月15日	
売買目的有価証券の計上額等	
種類	計上額（円）
株式	860,706,952
投資証券	34,298,342
合計	895,005,294

（デリバティブ取引に関する事項）

自 平成19年12月14日
至 平成20年 6 月13日

1．取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成19年12月14日
至 平成20年 6 月13日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成20年 6 月13日現在)			
		契約額等（円）	うち1年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,641,869	—	3,668,940	27,071
	トルコ・リラ	3,641,869	—	3,668,940	27,071
	売建	23,661,869	—	23,689,952	28,083
	アメリカ・ドル	23,661,869	—	23,689,952	28,083
合計		27,303,738	—	27,358,892	1,012

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成20年 6 月14日
至 平成20年12月15日

1．取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成20年 6 月14日
至 平成20年12月15日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	（平成20年12月15日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	10,126,267	—	9,919,246	207,021
	アメリカ・ドル	996,508	—	999,130	2,622
	南アフリカ・ランド	9,129,759	—	8,920,116	209,643
	売建	10,126,267	—	9,969,790	156,477
	アメリカ・ドル	9,129,759	—	8,980,931	148,828
	南アフリカ・ランド	996,508	—	988,859	7,649
合計		20,252,534	—	19,889,036	50,544

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（その他の事項）

（平成20年 6 月13日現在）	
1．元本の増減	
期首（平成19年12月14日）元本額	1,580,109,750円
期首から平成20年 6 月13日までの	
追加設定元本額	1,305,885,423円
一部解約元本額	279,347,108円
平成20年 6 月13日現在の元本額	2,606,648,065円
2．平成20年 6 月13日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
エマージング株式オープン	2,606,648,065円
3．元本の欠損	292,090,025円
4．平成20年 6 月13日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	0.8879円
（ 1 万口当たりの純資産額	8,879円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

（平成20年12月15日現在）	
1．元本の増減	
期首（平成20年 6 月14日）元本額	2,606,648,065円
期首から平成20年12月15日までの	
追加設定元本額	216,226,917円
一部解約元本額	458,566,060円
平成20年12月15日現在の元本額	2,364,308,922円
2．平成20年12月15日における元本の内訳（＊）	
ベビーファンド	元本
エマージング株式オープン	2,364,308,922円
3．元本の欠損	1,460,196,029円
4．平成20年12月15日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	0.3824円
（ 1 万口当たりの純資産額	3,824円）

（＊）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

平成20年12月15日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CNOOC LTD-ADR	3,000	95.61	286,830.00	
	GAZPROM OAO-SPON ADR	5,527	16.25	89,813.75	
	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	16,400	23.06	378,184.00	
	ROSNEFT OJSC-GDR	30,551	3.93	120,065.43	
	WSP HOLDINGS LTD-ADR	17,200	4.05	69,660.00	
	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	10,100	17.40	175,740.00	
	CIA SIDERURGICA NACL-SP ADR	8,100	12.10	98,010.00	
	CIA VALE DO RIO DOCE-ADR	18,500	11.93	220,705.00	
	DESARROLLADORA HOMEX-ADR	700	21.10	14,770.00	
	GRUPO TELEvisa SA-SPONS ADR	6,500	15.53	100,945.00	
	BRASIL DISTR PAO ACU-SP ADR	2,100	29.15	61,215.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEX-SP ADR	2,900	29.43	85,347.00	
	SIMCERE PHARMACEUTICAL-ADR	10,700	7.10	75,970.00	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	7,100	42.41	301,111.00	
	BANCO ITAU HOLDING FIN-ADR	12,075	12.57	151,782.75	
	COMMERCIAL BANK-GDR REGS	14,577	3.00	43,731.00	
	HON HAI PRECISION-GDR REG S	33,763	3.89	131,338.07	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	8,600	31.71	272,706.00	
	CHINA MOBILE LTD-SPON ADR	2,600	51.65	134,290.00	
	CHUNGHWA TELECOM LTD-ADR	5,300	15.75	83,475.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	6,000	30.86	185,160.00	
	PHILIPPINE LONG DIST -SP ADR	2,000	47.00	94,000.00	
	CEMIG SA -SPONS ADR	9,900	14.41	142,659.00	
	ENERSIS S.A. -SPONS ADR	5,300	13.38	70,914.00	
	小計	銘柄数 :	24	3,388,422.00	
				(308,786,896)	
		組入時価比率 :	34.2%	35.9%	
メキシコ・ペソ	CEMEX SAB-CPO	83,000	11.42	947,860.00	
	IMPULSORA DEL DESARROLLO Y E	60,000	9.27	556,200.00	
	WALMART DE MEXICO-SER V	53,400	35.35	1,887,690.00	
	GENOMMA LAB INTERNACIONAL-B	43,600	9.57	417,252.00	
	小計	銘柄数 :	4	3,809,002.00	
				(25,672,673)	
		組入時価比率 :	2.8%	3.0%	
ブラジル・リアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	600	22.60	13,560.00	
	USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	12,900	25.00	322,500.00	
	WEG SA	8,200	11.35	93,070.00	
	CYRELA BRAZIL REALTY	12,300	9.50	116,850.00	
	CIA DE BEBIDAS DAS AME-PREF	2,100	108.61	228,081.00	
	ODONTOPREV S.A.	4,100	23.00	94,300.00	
	BM&FBOVESPA SA	41,900	5.95	249,305.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ブラジル・リアル	AMIL PARTICIPACOES SA	11,300	7.30	82,490.00	
	小計	銘柄数：	8	1,200,156.00	
				(45,581,924)	
		組入時価比率：	5.0%	5.3%	
スイス・フラン	ORASCOM DEVELOPMENT HOLDING	1,490	38.50	57,365.00	
	小計	銘柄数：	1	57,365.00	
				(4,455,539)	
		組入時価比率：	0.5%	0.5%	
トルコ・リラ	AKCANSI CIMENTO	14,640	2.18	31,915.20	
	CIMSA CIMENTO SANAYI VE TIC	13,333	2.58	34,399.14	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	20,996	2.72	57,109.12	
	小計	銘柄数：	3	123,423.46	
				(7,225,209)	
		組入時価比率：	0.8%	0.8%	
ハンガリー・フォ リント	RICHTER GEDEON NYRT	525	27,350.00	14,358,750.00	
	小計	銘柄数：	1	14,358,750.00	
				(6,537,538)	
		組入時価比率：	0.7%	0.8%	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	80,000	16.70	1,336,000.00	
	ANGANG STEEL CO LTD-H	56,000	7.05	394,800.00	
	SHANGHAI ELECTRIC GRP CO L-H	422,000	2.64	1,114,080.00	
	WEIQIAO TEXTILE CO LTD-H	31,500	1.92	60,480.00	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	128,000	9.00	1,152,000.00	
	CHINA RESOURCES ENTERPRISE	70,000	13.28	929,600.00	
	WUMART STORES INC-H	94,000	5.99	563,060.00	
	FIRST PACIFIC CO	142,000	2.79	396,180.00	
	GOLDEN MEDITECH CO LTD	276,000	1.18	325,680.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	534,000	4.27	2,280,180.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	11,900	73.20	871,080.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	75,000	23.05	1,728,750.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	50,000	10.34	517,000.00	
	HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	110,000	3.91	430,100.00	
	小計	銘柄数：	14	12,098,990.00	
				(142,284,122)	
		組入時価比率：	15.7%	16.5%	
シンガポール・ド ル	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	615,000	0.21	132,225.00	
	小計	銘柄数：	1	132,225.00	
				(8,137,126)	
		組入時価比率：	0.9%	0.9%	
マレーシア・リン ギット	RESORTS WORLD BHD	109,600	2.17	237,832.00	
	KULIM MALAYSIA BHD	99,800	4.60	459,080.00	
	DIGI.COM BHD	13,500	20.60	278,100.00	
	小計	銘柄数：	3	975,012.00	
				(24,911,556)	
		組入時価比率：	2.8%	2.9%	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
タイ・パーツ	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	49,700	68.00	3,379,600.00	
	LAND & HOUSES PUB CO-FOR REG	244,000	3.50	854,000.00	
	小計	銘柄数：	2	4,233,600.00	
				(11,049,696)	
		組入時価比率：	1.2%	1.3%	
韓国ウォン	POSCO	375	375,000.00	140,625,000.00	
	LG ELECTRONICS INC	1,658	79,400.00	131,645,200.00	
	SHINSEGAE CO LTD	102	438,500.00	44,727,000.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	725	74,200.00	53,795,000.00	
	SAMSUNG SECURITIES CO LTD	2,257	62,800.00	141,739,600.00	
	小計	銘柄数：	5	512,531,800.00	
				(34,595,896)	
		組入時価比率：	3.8%	4.0%	
新台湾ドル	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	32,000	76.90	2,460,800.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	267,000	14.00	3,738,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	9,000	64.00	576,000.00	
	TAIWAN MOBILE CO LTD	88,000	46.00	4,048,000.00	
	MEDIATEK INC	13,000	209.50	2,723,500.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	126,000	41.80	5,266,800.00	
	小計	銘柄数：	6	18,813,100.00	
				(51,547,894)	
		組入時価比率：	5.7%	6.0%	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	7,893	1,306.20	10,309,836.60	
	STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	15,503	292.85	4,540,053.55	
	TATA CHEMICALS LIMITED	33,480	157.15	5,261,382.00	
	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	5,640	1,359.65	7,668,426.00	
	LANCO INFRATECH LTD	18,320	137.05	2,510,756.00	
	EDUCOMP SOLUTIONS LTD	1,822	2,088.15	3,804,609.30	
	DR. REDDY'S LABORATORIES	4,241	444.25	1,884,064.25	
	GLENMARK PHARMACEUTICALS LTD	3,743	274.90	1,028,950.70	
	PIRAMAL HEALTHCARE LIMITED	24,368	213.55	5,203,786.40	
	PIRAMAL LIFE SCIENCES LTD	10,487	58.00	608,246.00	
	PUNJAB NATIONAL BANK	1,693	468.35	792,916.55	
	BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	4,472	240.70	1,076,410.40	
	FIRSTSOURCE SOLUTIONS LTD	67,157	13.17	884,457.69	
	BHARTI AIRTEL LIMITED	6,779	722.30	4,896,471.70	
	小計	銘柄数：	14	50,470,367.14	
				(96,903,104)	
		組入時価比率：	10.7%	11.3%	
イスラエル・シェケル	BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	64,797	5.85	379,127.24	
	小計	銘柄数：	1	379,127.24	
				(8,837,455)	
		組入時価比率：	1.0%	1.0%	

有価証券報告書（内国投資）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
エジプト・ボンド	ORASCOM CONSTRUCTION INDS	3,018	117.39	354,283.02	
	T M G HOLDING	87,716	3.38	296,480.08	
	小計	銘柄数：	2	650,763.10	
				(10,737,591)	
		組入時価比率：	1.2%	1.3%	
南アフリカ・ランド	SASOL LTD	3,264	285.00	930,240.00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	11,461	117.00	1,340,937.00	
	TRUWORTHS INTERNATIONAL LTD	31,647	33.40	1,057,009.80	
	MASSMART HOLDINGS LTD	8,676	84.17	730,258.92	
	ADCOCK INGRAM HOLDINGS LTD	21,590	37.50	809,625.00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	23,673	31.83	753,511.59	
	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	43,799	25.80	1,130,014.20	
	MTN GROUP LTD	14,018	96.00	1,345,728.00	
	小計	銘柄数：	8	8,097,324.51	
				(73,442,733)	
		組入時価比率：	8.1%	8.5%	
合計				860,706,952	
				(860,706,952)	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

株式以外の有価証券

平成20年12月15日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI EMERGING MKT IN	15,200	376,367.20		
	小計	銘柄数：	1	376,367.20		
					(34,298,342)	
		組入時価比率：	3.8%	100.0%		
合計				34,298,342		
				(34,298,342)		

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

資産・負債の状況に関する事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成21年 1 月30日現在）

資産総額	880,618,846円
負債総額	6,272,700円
純資産総額（ - ）	874,346,146円
発行済数量	2,447,476,821口
1 単位（ 1 万口 ）当たり純資産額（ / ）	3,572円

（参考）エマージング株式オープン マザーファンド 純資産額計算書

（平成21年 1 月30日現在）

資産総額	887,314,691円
負債総額	17,305,828円
純資産総額（ - ）	870,008,863円
発行済数量	2,391,206,220口
1 単位（ 1 万口 ）当たり純資産額（ / ）	3,638円

第5【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自 平成19年12月14日 至 平成20年6月13日	3,026,385,868	394,057,289	2,632,328,579
第2期	自 平成20年6月14日 至 平成20年12月15日	478,574,195	696,564,710	2,414,338,064
	自 平成20年12月16日 至 平成21年1月30日	82,737,476	49,598,719	2,447,476,821

（注）第1期の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第三部【特別情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年 1 月末現在：26億 8 千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月 1 回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月末現在、委託会社が運用する公募の証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	3	13,306
追加型株式投資信託	45	4,934,708
単位型公社債投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	6	477,080
合計	54	5,425,094

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第10期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則、並びに同規則第2条の規定に基づき改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成し、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則、並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

- 2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 3．当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第10期 （平成19年３月31日現在）			第11期 （平成20年３月31日現在）		
		金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金			284			280	
預金			16,278,277			5,115,510	
有価証券			26,680,567			32,646,163	
支払委託金			13,533			-	
収益分配金		676			-		
償還金		12,857			-		
前払費用			49,842			62,716	
未収委託者報酬			3,212,057			3,386,556	
未収収益			64,169			78,775	
繰延税金資産			776,820			680,302	
その他			26,975			45,878	
流動資産計			47,102,527	70.7		42,016,183	51.3
固定資産							
有形固定資産			662,095	1.0		682,949	0.8
建物	1	243,314			274,771		
器具備品	1	232,780			222,177		
土地		186,000			186,000		
無形固定資産			547,362	0.8		1,049,758	1.3
ソフトウェア	1	546,326			1,048,940		
その他	1	1,035			817		
投資その他の資産			18,340,124	27.5		38,221,986	46.6
投資有価証券		17,785,272			37,281,662		
関係会社株式		45,764			-		
従業員貸付金		28,675			25,075		
長期差入保証金		415,422			436,610		
繰延税金資産		37,610			451,259		
その他		98,484			98,484		
貸倒引当金		71,104			71,104		
固定資産計			19,549,581	29.3		39,954,694	48.7
資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

		第10期 （平成19年3月31日現在）			第11期 （平成20年3月31日現在）		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			25,616			38,126	
未払金			2,201,434			1,947,530	
未払収益分配金		2,864			1,802		
未払償還金		207,853			82,148		
未払手数料		1,513,405			1,565,677		
その他未払金		477,310			297,901		
未払費用			1,071,296			1,082,805	
未払法人税等			6,508,115			6,145,196	
賞与引当金			494,546			477,956	
役員賞与引当金			125,000			125,000	
その他流動負債			526			-	
流動負債計			10,426,535	15.6		9,816,615	12.0
固定負債							
時効後支払損引当金			-			67,798	
退職給付引当金			453,153			790,305	
役員退職慰労引当金			-			232,660	
固定負債計			453,153	0.7		1,090,764	1.3
負債合計			10,879,689	16.3		10,907,380	13.3
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			2,680,000	4.0		2,680,000	3.3
資本剰余金			670,000	1.0		670,000	0.8
資本準備金		670,000			670,000		
利益剰余金			52,136,485	78.2		67,719,164	82.6
その他利益剰余金		52,136,485			67,719,164		
繰越利益剰余金		52,136,485	52,136,485		67,719,164		
自己株式			5,174	0.0		11,534	0.0
株主資本合計			55,481,310	83.2		71,057,629	86.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評 価差額金			291,109	0.4		5,868	0.0
評価・換算差額等合計			291,109	0.4		5,868	0.0
純資産合計			55,772,419	83.7		71,063,497	86.7
負債・純資産合計			66,652,108	100.0		81,970,877	100.0

（２）【損益計算書】

		第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益							
委託者報酬			77,449,738			79,636,028	
投資顧問収入			12,651			-	
営業収益計			77,462,390	100.0		79,636,028	100.0
営業費用							
支払手数料			37,275,614			37,607,018	
広告宣伝費			1,680,446			1,636,618	
公告費			3,726			2,878	
受益証券発行費			56,281			-	
調査費			4,081,968			4,585,056	
調査費		432,218			491,430		
委託調査費		3,649,750			4,093,625		
委託計算費			183,089			213,163	
営業雑経費			875,873			1,293,815	
通信費		118,367			161,779		
印刷費		699,413			1,076,194		
協会費		47,705			43,242		
諸会費		3,725			3,902		
諸経費		6,661			8,697		
営業費用計			44,156,999	57.0		45,338,552	56.9
一般管理費							
給料			2,355,857			3,178,782	
役員報酬	1	192,620			200,100		
給与・手当		1,686,500			2,549,780		
賞与		476,736			428,902		
賞与引当金繰入			494,546			477,956	
役員賞与引当金繰入			125,000			120,500	
交際費			46,197			55,139	
旅費交通費			93,856			152,581	
租税公課			175,834			183,942	
不動産賃借料			439,432			516,604	
役員退職金			33,410			-	
退職給付費用			147,520			182,763	
役員退職慰労引当金繰入			-			69,440	

		第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日			第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）	金額（千円）		百分比 （％）
固定資産減価償却費			210,156			349,139	
諸経費			1,011,924			1,165,835	
一般管理費計			5,133,736	6.6		6,452,685	8.1
営業利益			28,171,654	36.4		27,844,791	35.0
営業外収益							
受取配当金			24,157			9,399	
有価証券利息			146,039			460,607	
受取利息			941			5,908	
時効成立分配金・償還金			78,242			90,626	
その他			12,459			4,499	
営業外収益計			261,840	0.3		571,041	0.7
営業外費用							
支払利息			125			125	
時効成立後支払分配金・償還金			87,572			17,229	
時効後支払損引当金繰入額			-			67,798	
その他			2,132			2,009	
営業外費用計			89,829	0.1		87,163	0.1
経常利益			28,343,665	36.6		28,328,669	35.6
特別利益							
投資有価証券売却益			187,186			222,287	
関係会社株式売却益	2		70,840			23,800	
ゴルフ会員権売却益			27,646			-	
特別利益計			285,672	0.4		246,087	0.3
特別損失							
投資有価証券評価減			18,500			-	
過年度役員退職慰労引当金繰入額			-			216,730	
退職給付費用			-			258,635	
特別損失計			18,500	0.0		475,365	0.6
税引前当期純利益			28,610,838	36.9		28,099,391	35.3
法人税、住民税及び事業税			11,477,937	14.8		11,707,827	14.7
法人税等調整額			101,322	-		165,744	-
当期純利益			17,234,224	22.2		16,557,308	20.8

（３）【株主資本等変動計算書】

（株主資本等変動計算書）

（単位：千円）

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成18年 3 月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	35,677,057	35,677,057
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）				649,797	649,797
役員賞与（注）				125,000	125,000
当期純利益				17,234,224	17,234,224
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	16,459,427	16,459,427
平成19年 3 月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成18年 3 月31日残高	2,499	39,024,557	662,629	39,687,187
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		649,797		649,797
役員賞与（注）		125,000		125,000
当期純利益		17,234,224		17,234,224
自己株式の取得	2,675	2,675		2,675
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			371,520	371,520
事業年度中の変動額合計	2,675	16,456,752	371,520	16,085,232
平成19年 3 月31日残高	5,174	55,481,310	291,109	55,772,419

（注）平成18年 6 月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日					
	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成19年 3 月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	52,136,485	52,136,485
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				974,629	974,629
当期純利益				16,557,308	16,557,308
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	15,582,679	15,582,679
平成20年 3 月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成19年 3 月31日残高	5,174	55,481,310	291,109	55,772,419
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		974,629		974,629
当期純利益		16,557,308		16,557,308
自己株式の取得	6,360	6,360		6,360
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			285,240	285,240
事業年度中の変動額合計	6,360	15,576,318	285,240	15,291,078
平成20年 3 月31日残高	11,534	71,057,629	5,868	71,063,497

[重要な会計方針]

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額） (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価 差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は総平均法により算定している) 時価のないもの 総平均法による原価法 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 50年 器具備品 3 ～ 15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年）に 基づく定額法によっております。 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるた め、支払見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支払いに備え るため、当事業年度に負担すべき支給見込額 を計上しております。	1．有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 2．固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 3．引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 (5) ----- (6) ----- 4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 5. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び適格退職年金について退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計処理方法の変更) 当社は退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。 この変更は、従業員数の増加により、下期において退職給付債務の重要性が増したため、その算定の精度を高め、退職給付費用の損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更にともない、当事業年度末における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額258,635千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して税引前当期純利益は258,635千円減少しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。 (6) 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。 4. リース取引の処理方法 同左 5. 消費税等の会計処理方法 同左

[重要な会計方針の変更]

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1 . 役員賞与に関する会計基準 役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用し、発生した期間の費用として処理することとしております。この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ125,000千円減少しております。 2 . 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度末より貸借対照表の表示について「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は55,772,419千円であります。 3 . -----	1 . ----- 2 . ----- 3 . 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年 4 月13日 監査・保証実務委員会報告第42号。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という）を適用し、当事業年度から内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更により、当期発生額69,440千円は一般管理費に計上し、過年度発生額216,730千円については、特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法と比較して、営業利益、及び経常利益はそれぞれ69,440千円、税引前当期純利益は286,170千円減少しております。

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
4 . -----	4 . 固定資産の減価償却の方法 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ15,190千円減少しております。
5 . -----	5 . 時効後支払損引当金 負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、将来の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要額を計上しております。これにより、従来の方法に比較して、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ67,798千円減少しております。

[表示方法の変更]

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
-----	前事業年度において、「法人税等」として表示されていたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

[追加情報]

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
-----	(固定資産の減価償却の方法) 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産につきましては、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、当該変更による損益への影響は軽微であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第10期 （平成19年3月31日現在）	第11期 （平成20年3月31日現在）
1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 369,146千円 器具備品 250,902千円 ソフトウェア 742,262千円 その他 7,358千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 406,401千円 器具備品 354,130千円

（損益計算書関係）

第10期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第11期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 役員報酬の年額限度額は次のとおりであります。 取締役 350,000千円 監査役 100,000千円 2. 関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。	1. ----- 2. 関係会社株式売却益は三菱UFJ証券会社株式の売却によるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

・第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	2	0	-	3

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

３．剰余金の配当

(１) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	649百万円	50,000円	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

・第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．発行済株式の種類及び株式数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	3	1	-	4

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

３．剰余金の配当

(１) 配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	974百万円	75,000円	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
1 . リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1 . リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 22,543千円	取得価額相当額 18,903千円
減価償却累計額相当額 13,248千円	減価償却累計額相当額 12,309千円
期末残高相当額 9,294千円	期末残高相当額 6,593千円
2 . 未経過リース料期末残高相当額	2 . 未経過リース料期末残高相当額
1 年内 4,642千円	1 年内 4,429千円
1 年超 4,647千円	1 年超 2,326千円
合計 9,289千円	合計 6,756千円
3 . 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 . 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 5,034千円	支払リース料 5,985千円
減価償却費相当額 4,753千円	減価償却費相当額 5,656千円
支払利息相当額 262千円	支払利息相当額 334千円
4 . 減価償却費相当額の算定方法	4 . 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
5 . 利息相当額の算定方法	5 . 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	同左

（有価証券関係）

有価証券

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	第10期 (平成19年3月31日)			第11期 (平成20年3月31日)		
		貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	-	-	-	5,482,282	5,482,815	532
	社債	4,035,308	4,043,048	7,739	13,384,810	13,470,742	85,932
	その他	11,223,222	11,228,797	5,575	31,943,065	32,042,011	98,945
小計		15,258,531	15,271,845	13,314	50,810,158	50,995,569	185,411
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-	3,989,163	3,988,613	549
	社債	7,379,824	7,366,240	13,584	7,604,662	7,597,276	7,385
	その他	19,354,613	19,336,043	18,570	7,008,123	6,993,003	15,120
小計		26,734,438	26,702,283	32,155	18,601,949	18,578,893	23,055
合計		41,992,969	41,974,128	18,840	69,412,107	69,574,462	162,355

２．その他有価証券で時価のあるもの

	第10期 (平成19年3月31日)			第11期 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの						
株式	323,624	739,692	416,068	45,466	110,768	65,301
債券	-	-	-	-	-	-
その他	299,550	321,780	22,230	-	-	-
小計	623,174	1,061,472	438,298	45,466	110,768	65,301
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの						
株式	-	-	-	16,500	13,140	3,360
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	298,350	238,080	60,270
小計	-	-	-	314,850	251,220	63,630
合計	623,174	1,061,472	438,298	360,316	361,988	1,671

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、前事業年度は18,500千円の減損処理を行い、当事業年度は減損処理を行っておりません。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

３．当事業年度に売却した其他有価証券

	第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
売却額（千円）	1,355,591	3,515,325
売却益の合計額（千円）	258,026	246,087
売却損の合計額（千円）	-	-

４．時価評価されていない有価証券

	第10期（平成19年 3 月31日）	第11期（平成20年 3 月31日）
	貸借対照表計上額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
満期保有目的の債券	1,301,431	-
其他有価証券		
非上場株式	155,730	153,730
合計	1,457,161	153,730

５．満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	第10期（平成19年 3 月31日）		第11期（平成20年 3 月31日）	
	1 年以内 （千円）	1 年超 5 年以内 （千円）	1 年以内 （千円）	1 年超 5 年以内 （千円）
国債	-	-	9,500,000	-
社債	6,460,000	5,700,000	4,700,000	16,100,000
その他	20,141,500	10,949,000	18,476,000	20,403,000
合計	26,601,500	16,649,000	32,676,000	36,503,000

（デリバティブ取引関係）

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 （平成19年 3 月31日現在）	第11期 （平成20年 3 月31日現在）																																																														
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>82,134</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>200,785</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金</td><td>50,750</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>183,980</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>483,596</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>357,585</td></tr> <tr><td>その他</td><td>79,547</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,504,271</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>538,091</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>966,179</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>未収配当金</td><td>4,559</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>147,189</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>151,748</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>814,430</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	投資有価証券評価減	82,134	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	200,785	役員賞与引当金	50,750	退職給付引当金	183,980	事業税及び事業所税	483,596	減損損失	357,585	その他	79,547	繰延税金資産小計	1,504,271	評価性引当額	538,091	繰延税金資産合計	966,179	未収配当金	4,559	その他有価証券評価差額金	147,189	繰延税金負債合計	151,748	差引：繰延税金資産の純額	814,430	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 千円 <table> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td>77,946</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td>65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>194,050</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>320,864</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>94,459</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td>27,526</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td>455,439</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>355,843</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>4,197</td></tr> <tr><td>その他</td><td>67,604</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,663,822</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>531,530</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,132,291</td></tr> </table> （繰延税金負債） <table> <tr><td>未収配当金</td><td>730</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>730</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>1,131,561</td></tr> </table> 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	投資有価証券評価減	77,946	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	194,050	退職給付引当金	320,864	役員退職慰労引当金	94,459	時効後支払損引当金	27,526	事業税及び事業所税	455,439	減損損失	355,843	その他有価証券評価差額金	4,197	その他	67,604	繰延税金資産小計	1,663,822	評価性引当額	531,530	繰延税金資産合計	1,132,291	未収配当金	730	繰延税金負債合計	730	差引：繰延税金資産の純額	1,131,561
投資有価証券評価減	82,134																																																														
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																														
賞与引当金	200,785																																																														
役員賞与引当金	50,750																																																														
退職給付引当金	183,980																																																														
事業税及び事業所税	483,596																																																														
減損損失	357,585																																																														
その他	79,547																																																														
繰延税金資産小計	1,504,271																																																														
評価性引当額	538,091																																																														
繰延税金資産合計	966,179																																																														
未収配当金	4,559																																																														
その他有価証券評価差額金	147,189																																																														
繰延税金負債合計	151,748																																																														
差引：繰延税金資産の純額	814,430																																																														
投資有価証券評価減	77,946																																																														
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																														
賞与引当金	194,050																																																														
退職給付引当金	320,864																																																														
役員退職慰労引当金	94,459																																																														
時効後支払損引当金	27,526																																																														
事業税及び事業所税	455,439																																																														
減損損失	355,843																																																														
その他有価証券評価差額金	4,197																																																														
その他	67,604																																																														
繰延税金資産小計	1,663,822																																																														
評価性引当額	531,530																																																														
繰延税金資産合計	1,132,291																																																														
未収配当金	730																																																														
繰延税金負債合計	730																																																														
差引：繰延税金資産の純額	1,131,561																																																														

（退職給付関係）

第10期

1．採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,179,929千円
(2) 年金資産	726,775
(3) 退職給付引当金(1) - (2)	453,153

3．退職給付費用に関する事項（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1) 勤務費用（注）	147,520千円
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(3) 退職給付費用（1）+（2）	147,520

（注）確定拠出年金への拠出額8,252千円が含まれております。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

5．退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

第11期

1. 採用している退職給付制度

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,654,321千円
(2) 年金資産	864,015
(3) 退職給付引当金(1)-(2)	790,305

3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 勤務費用（注1）	172,328千円
(2) 簡便法から原則法への変更差額（注2）	258,635
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(4) その他（注3）	10,434
(5) 退職給付費用（1）+（2）+（3）+（4）	441,398

（注1）当事業年度末より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。したがって、上記の勤務費用は簡便法により計算されたものです。

（注2）退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法に変更したことによる当事業年度末における当該債務の差額であり、特別損失に計上しております。

（注3）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準

(2) 割引率 1.8%

(3) 期待運用収益率 1.8%

(4) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

5. 退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度末から原則法による算定方法に変更しております。

（関連当事者との取引）

・第10期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

・第11期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第10期 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	第11期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
1株当たり純資産額 4,291,817円02銭 1株当たり当期純利益 1,326,169円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 17,234,224千円 普通株式に係る当期純利益 17,234,224千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,995株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	1株当たり純資産額 5,469,128円02銭 1株当たり当期純利益 1,274,194円86銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 16,557,308千円 普通株式に係る当期純利益 16,557,308千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円 普通株式の期中平均株式数 12,994株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

区分	注記 番号	第12期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
		金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金			2,688,855	
有価証券			26,590,707	
前払費用			58,063	
未収委託者報酬			3,223,044	
繰延税金資産			662,814	
その他			163,405	
流動資産合計			33,386,891	37.7
固定資産				
有形固定資産	1		647,729	
建物		257,031		
器具備品		204,697		
土地		186,000		
無形固定資産			1,432,485	
投資その他の資産			53,033,621	
投資有価証券		51,946,595		
従業員貸付金		23,275		
長期差入保証金		491,826		
繰延税金資産		544,544		
その他		98,484		
貸倒引当金		71,104		
固定資産合計			55,113,837	62.3
資産合計			88,500,728	100.0

有価証券報告書（内国投資）

		第12期中間会計期間末 (平成20年 9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）				
流動負債				
預り金			41,688	
未払金			1,831,821	
未払収益分配金		1,978		
未払償還金		67,058		
未払手数料		1,483,918		
その他未払金		278,865		
未払費用			1,184,527	
未払法人税等			5,905,326	
賞与引当金			485,318	
役員賞与引当金			62,500	
流動負債合計			9,511,182	10.7
固定負債				
時効後支払損引当金			65,134	
退職給付引当金			806,796	
役員退職慰労引当金			190,830	
固定負債合計			1,062,761	1.2
負債合計			10,573,944	11.9
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,680,000	3.0
資本剰余金			670,000	0.8
資本準備金		670,000		
利益剰余金			74,730,408	84.4
その他利益剰余金		74,730,408		
繰越利益剰余金		74,730,408		
自己株式			14,488	0.0
株主資本合計			78,065,920	88.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			139,135	0.2
評価・換算差額等合計			139,135	0.2
純資産合計			77,926,784	88.1
負債・純資産合計			88,500,728	100.0

(2)中間損益計算書

		第12期中間会計期間 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 （％）
営業収益				
委託者報酬			39,809,780	
営業収益計			39,809,780	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			22,492,212	56.5
支払手数料		18,700,974		
その他営業費用		3,791,238		
一般管理費	1		3,573,594	9.0
営業費用・一般管理費計			26,065,806	65.5
営業利益			13,743,973	34.5
営業外収益				
受取利息及び配当金		319,368		
時効成立分配金・償還金		15,223		
その他の営業外収益		5,431		
営業外収益計			340,024	0.9
営業外費用				
その他の営業外費用		1,459		
営業外費用計			1,459	0.0
経常利益			14,082,538	35.4
特別損失				
投資有価証券評価減			13,200	0.0
税引前中間純利益			14,069,338	35.3
法人税、住民税及び事業税			5,739,019	14.4
法人税等調整額			19,717	0.0
中間純利益			8,310,601	20.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
平成20年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	67,719,164	67,719,164
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当				1,299,357	1,299,357
中間純利益				8,310,601	8,310,601
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	7,011,244	7,011,244
平成20年9月30日残高	2,680,000	670,000	670,000	74,730,408	74,730,408

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日残高	11,534	71,057,629	5,868	71,063,497
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		1,299,357		1,299,357
中間純利益		8,310,601		8,310,601
自己株式の取得	2,953	2,953		2,953
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		-	145,004	145,004
中間会計期間中の変動額合計	2,953	7,008,290	145,004	6,863,286
平成20年9月30日残高	14,488	78,065,920	139,135	77,926,784

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項]

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

第12期中間会計期間

自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4 . リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 . 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更]

第12期中間会計期間

自 平成20年 4 月 1 日

至 平成20年 9 月30日

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成 5 年 6 月 17 日（企業会計審議会第一部会）、平成19年 3 月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成 6 年 1 月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年 3 月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響はありません。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

第12期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	424,574千円
器具備品	390,540千円
計	815,114千円

（中間損益計算書関係）

第12期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
1.当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	54,582千円
無形固定資産	175,182千円
計	229,764千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日

1. 発行済株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
自己株式 普通株式	4	0	-	5

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項
配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成20年 6 月26日 定時株主総会	普通 株式	1,299百万円	100,000円	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月27日

（リース取引関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年 4 月 1 日
至 平成20年 9 月30日

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	14,073千円
減価償却累計額相当額	10,147千円
中間期末残高相当額	3,925千円

2．未経過リース料中間期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額

1 年内	3,319千円
1 年超	724千円
合計	4,043千円

3．支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,816千円
減価償却費相当額	2,667千円
支払利息相当額	93千円

4．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（有価証券関係）

第12期中間会計期間
自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 国債	4,992,289	4,991,906	383
(2) 社債	28,009,098	28,000,960	8,138
(3) その他	44,276,316	44,283,944	7,627
計	77,277,704	77,276,810	894

2．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	48,766	120,078	71,311
(2) その他	1,295,950	985,790	310,160
計	1,344,716	1,105,868	238,848

（注）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のある株式について13,200千円減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

3．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	153,730

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
１株当たり純資産額	5,997,588円26銭
１株当たり中間純利益	639,596円32銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第12期中間会計期間 自 平成20年４月１日 至 平成20年９月30日	
中間純利益（千円）	8,310,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	8,310,601
普通株式の期中平均株式数（株）	12,993
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年 9 月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >（平成20年 9 月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	パートナー出資の額 平成19年12月末現在	事業の内容
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	689,277,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成20年9月末現在	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
エル・ピー・エル日本証券株式会社	5,530	
木村証券株式会社	500	
篠山証券株式会社	100	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
スターツ証券株式会社	500	
東武証券株式会社	420	
内藤証券株式会社	3,002	
奈良証券株式会社	117	
成瀬証券株式会社	720	
日本インベスターズ証券株式会社	1,550	
のぞみ証券株式会社	2,091	
松阪証券株式会社	100	
丸福証券株式会社	852	
三木証券株式会社	500	
三菱UFJ証券株式会社	65,518	
八幡証券株式会社	1,260	
豊証券株式会社	2,540	
楽天証券株式会社	7,445	
イーバンク銀行株式会社	50,002	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理業務等を行います。

(2) 投資顧問会社

マザーファンドの運用指図等を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。

該当事項はありません。

(2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5 %以上のものを記載します。

受託会社

該当事項はありません。

投資顧問会社

該当事項はありません。

販売会社

三菱UFJ証券株式会社は、委託会社の株式3,971株（30.55%）を保有しています。

第 3 【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成20年 7 月11日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 9 月10日	有価証券届出書の訂正届出書
	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年8月8日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング株式オープンの平成19年12月14日から平成20年6月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング株式オープンの平成20年6月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 2 月 6 日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング株式オープンの平成 2 0 年 6 月 1 4 日から平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング株式オープンの平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月20日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 幸治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。